

議案第67号

八幡浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
 標記条例を次のように制定する。

令和2年9月1日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

八幡浜市子ども医療費助成条例（平成17年条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 本市が備える住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者</u></p> <p><u>イ アに該当しない者のうち、市長が特別の理由があると認めるもの</u></p> <p><u>2</u> この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険法 <u>(昭和33年法律第192</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>本市に住所を有し、本市が備える住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者、又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者</u></p> <p><u>2</u> この条例において「乳幼児」とは、子どものうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。</p> <p><u>3</u> この条例において「児童」とは、子どものうち、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。</p> <p><u>4</u> この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 国民健康保険法</p>

号)

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

5 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の病院、診療所又は薬局等をいう。

(助成対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、助成対象者としなない。

(1) (略)

(2) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により八幡浜市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなされたとき。

(3)・(4) (略)

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が子どもに係る保険給付につき

一部負担金を負担した場合においては、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(助成の制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる

保険給付については、八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年条例第123号)第3条本文又は八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年条例第128号)第3条第1項本文若しくは第2項に規定する医療に関する助成の対象者であるときは、助成しないものとする。

(1) 子どものうち、3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者の通院に係る保険給付

(2) 子どものうち、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初

(5)・(6) (略)

5・6 (略)

7 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関その他の病院、診療所又は薬局等をいう。

(助成対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、助成対象者としなない。

(1) (略)

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者であって、当該他の市町村が行うこの条例と同種の医療費の助成に関する制度によりその対象とされているとき。

(3)・(4) (略)

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が子どもに係る保険給付(児童にあっては、入院及び歯科外来(歯科医師の処方箋による調剤を含む。))に係る保険給付に限る。)につき、一部負担金を負担した

場合においては、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。

2 市長は、同一の月に受けた児童の通院(歯科外来及び歯科医師の処方箋による調剤を除く。)に係る保険給付につき、当該児童に係る支払った一部負担金の合算額が3千円を超える場合においては、当該合算額から3千円を控除した額を助成するものとする。

(助成の制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、乳幼児のうち、3歳に達した日の属する月の翌月の初日から6歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者の外来診療に係る

保険給付については、八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年条例第123号)第3条本文又は八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年条例第128号)第3条第1項本文若しくは第2項に規定する医療に関する助成の対象者であるときは、助成しないものとする。

の3月末日までの間にある者の保険給付

(助成の方法)

第6条

医療費の助成は、第4条の一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき第4条の一部負担金に相当する額を当該助成対象者に支払うことにより、

医療費の助成を行うことができる。

(助成の方法)

第6条

乳幼児に係る医療費の助成及び児童の歯科外来(歯科医師の処方箋による調剤を含む。)に係る医療費の助成は、第4条に規定する一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき第4条で定める一部負担金に相当する額を当該助成対象者に支払うことにより、乳幼児に係る医療費の助成及び児童の歯科外来(歯科医師の処方箋による調剤を含む。)に係る医療費の助成を行うことができる。

3 児童の入院に係る医療費の助成は、第4条第1項に規定する一部負担金に相当する額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことにより行う。

4 児童の通院(歯科外来及び歯科医師処方箋による調剤を除く。)に係る医療費の助成は、一月を単位として第4条第2項に規定する助成額を助成対象者の申請に基づき当該助成対象者に支払うことにより行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じる医療費に係る助成について適用し、同日前に生じる医療費に係る助成については、なお従前の例による。

提案理由

小中学生の通院に係る医療費助成を拡充すること等により、子育て世帯の一層の支援を図るため。

